

# 大分県報

令和二年  
第九一号  
三月二十四日

（火曜日）

## 目次

公安委員会規則	一
大分県公安委員会事務決裁規則の一部改正	一
大分県道路交通法施行細則の一部改正	一
告示	一
土地改良区の定款変更認可（二件）	二
道路区域の変更（二件）	三
道路の供用開始	三
急傾斜地崩壊危険区域の指定	四
都市計画事業の事業計画の変更認可	五
公安委員会告示	六
警察において身体を拘束されている者の食料に関する告示	六
警察本部訓令	六
警察官の昇任試験等に関する規程の一部改正	六
公共測量の終了	七
雑報	七
公営住宅等の管理代行	七
公安委員会規則	
大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
令和2年3月24日	
大分県公安委員会委員長 岩本光生	
大分県公安委員会規則第3号	

### 大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

大分県公安委員会事務決裁規則（平成13年大分県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表の地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する事務の部中「第242条第3項及び第4項」を「第242条第4項及び第5項」に改め、同表の大分県安全・安心まちづくり条例（平成16年大分県条例第15号）に規定する事務の部の第24条の項中「児童等」を「学校等における児童等」に改め、同部に次のように加える。

第27条	通学路等における児童等の安全の確保のための指針の策定
------	----------------------------

別表の大分県暴力団排除条例施行規則（平成23年大分県公安委員会規則第1号）に規定する事務の部の次に次のように加える。

大分県特殊詐欺等被害防止条例（令和元年大分県条例第37号）に規定する事務	第24条	個人情報保護委員会に対する処分又は行政指導の要求
--------------------------------------	------	--------------------------

### 附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表の大分県安全・安心まちづくり条例（平成16年大分県条例第15号）に規定する事務の部の第24条の項及び第27条の項の改正規定は、公布の日から施行する。

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

大分県公安委員会委員長 岩本光生

大分県公安委員会規則第4号

### 大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号ア(ア)及びイ(イ)中「6歳未満」を「小学校就学の始期に達するまで」に改める。  
第15条の2を削る。

別表第2の一般国道197号の項中

令和二年三月二十四日

大分県報（公安委規則）

1

大分市大字宮河内字墨里4337番から大分市大字佐野1467番3まで	を
大分市大字宮河内字墨里4337番から大分市大字佐野1467番3まで	に改め、同表の一般国道217号の項中
大分市大字丹川字池ノ久保2127番156地先から大分市大字毛井字過津留1486番1地先まで	
臼杵市大字藤河内字田中4706番から臼杵市大字末広字黒丸11番2まで	を
臼杵市大字藤河内字田中4706番から臼杵市大字末広字黒丸11番2まで	に改め、同表の大分市
佐伯市字岡2858番1から佐伯市弥生大字小田字湧清水887番6地先まで	
道鶴崎・三佐線の項の次に次のように加える。	
大分市道松岡大津留橋線	大分市大字松岡4364番1から大分市大字毛井1486番1まで
大分市道松岡東12号線	大分市大字松岡4364番1から大分市大字松岡4382番1まで
大分市道松岡東24号線	大分市大字松岡3229番2から大分市大字松岡3242番1まで
大分市道松岡東南北9号線	大分市大字松岡3242番1から大分市大字松岡3215番1まで
別表第2の佐伯市道駅前佐伯大橋線の項の次に次のように加える。	
佐伯市道臼坪女鳥線	佐伯市中村東町1552番1地先から佐伯市中村東町1494番1地先まで
別表第2の臨港道路40メートル臨港線の項の次に次のように加える。	
臨港道路大分港臨海産業道路	大分市大字竹下字松江1021番から大分市大字竹下字松江1021番まで

臨港道路大分港大在公共埠頭幹線	大分市大字大在3番から大分市大字大在2番まで
臨港道路大分港大在21号線	大分市大字大在3番から大分市大字大在2番まで
臨港道路大分港大在22号線	大分市大字大在2番から大分市大字大在2番まで
臨港道路大分港大在14号線	大分市大字大在2番から大分市大字大在2番まで
臨港道路大分港大在15号線	大分市大字大在3番から大分市大字大在2番まで
臨港道路大分港大在23号線	大分市大字大在3番から大分市大字大在2番まで

第13号様式の2及び第13号様式の3を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和二年三月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名

所 在 地

認可年月日

竹田市土地改良区

竹田市

令二・三・六

大分県告示第百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和二年三月二十四日

土地改良区名	大分県知事 広瀬貞
所在	速見郡日出町
地	認可年月日
富水溜池土地改良区	令二・三・六

**大分県告示第百八十五号**  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、令和二年三月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和二年三月二十四日

大分県知事 広瀬貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
一般国道二一二号	中津市山国町中摩字請ノ口一三九番二二地先から	前	メートル 二五・〇 一五・七	メートル 七〇・六
	中津市山国町中摩字請ノ口一三三番五から	後	三八・三 一八・六	七〇・六
	中津市三光土田字林六五二番地先から	前	三四・六 一〇・七	九八・〇
	中津市三光白木字天附一五二一番一まで	後	三四・六 一四・四	九八・〇
県道小祝港線	中津市字北門通五六〇番八地先から	前	一九・三 六・一	五一・〇
	中津市字北門通五七〇番二まで	後	二一・二 八・〇	五一・〇

**大分県告示第百八十六号**  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、令和二年三月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和二年三月二十四日

大分県知事 広瀬貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道中津高田線	中津市大字角木字宮ノ下二八七番三地从先から	前	メートル 五〇・五 一四・八	メートル 八二・五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	中津市大字角木字宮ノ下二九八番二まで	後	五〇・五 一四・八	八二・五	
	中津市字下正路浦一番一から	後	四四・一 一九・六	一二二・〇	
	中津市大字角木字宮ノ下二八八番まで	B	四四・一 一九・六	一二二・〇	

**大分県告示第百八十七号**  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、令和二年三月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和二年三月二十四日

大分県知事 広瀬貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道上爪横川線	佐伯市字目大字塩見園字カシヤ二八〇六番四から	令二・三・二四

令和二年三月二十四日

大分県報（告示）

佐伯市宇目大字塩見園字河ノツル二八八四番  
二まで

大分県告示第百八十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和二年三月二十四日

大分県知事 広瀬 貞

指定区域の名		所在地		在	地	番
称	町	大字	字	地	番	
神谷2	中津市 山国町	中摩	城山	浦代南	津久見	長目
幸田	中津市 耶馬溪 町	金吉	岸高	福良西	津久見	網代
		大島	園畑	市	坂田	浦代
		堂連寺				
<p>二一番一の一部(標柱三号から五号までを順次結んだ線の西側の部分)、二二番の一部(標柱四号と五号を結んだ線の西側の部分)、二三番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分)及び二四番の一部(標柱一号から四号までを順次結んだ線の東側の部分)</p> <p>七六番二の一部(標柱一号と七六番二、八三番及び八四番二の接する点を結んだ線の東側の部分)、八三番、八四番一から八四番三まで、八五番一、八五番六、八六番、八七番、八八番二及び八八番三</p> <p>七〇番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)、七一番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)、七二番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)、七三番一、七五番一、七六番一から七六番三まで、七七番一、八三番一、八四番一、八四番二、八五番、八六番一、八六番二、八七番から九七番まで、一〇五番二、一〇六番五及び一〇七番五</p> <p>五九四番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)、五九五番の一部(標柱一号から三号までを順次結んだ線の東側の部分)及び五九六番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)</p> <p>六〇七番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、六〇八番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、六〇九番の一部(標柱二号から四号までを順次結んだ線の南側の部分)、六一〇番の一部(標柱三号から六号までを順次結んだ線の南側の部分)及び六一</p>						
				福所	佐伯市	青山
				3号市	柳ヶ迫	灰床
				尾シカ	一番の一部分(標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分)	六三〇番の一部分(標柱五号と六号を結んだ線の南側の部分)
				長迫	六二四三番の一部分(標柱四号と五号を結んだ線の東側の部分)、六二四五番の一部分(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、六二四七番、六二四八番一、六二四八番二及び六二四九番	六二五二番一三の一部分(標柱六号と七号を結んだ線の南側の部分)
				寺ノヲ	六二五三番一、六二五三番二及び六二五五番の一部分(標柱八号から一〇号までを順次結んだ線の西側の部分)	六七四〇番一、六七四〇番二、六七四二番、六七四二番二から六七四二番四まで、六七四三番一、六七四四番、六七四五番一、六七四五番四、六七四五番五、六七四八番、六七四九番、六七五八番一、六七五八番三、六七五八番四、六七五九番、六七六〇番及び六七六一番の一部分(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)
				風呂元	二一九番の一部分(標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分)、二二〇番、二二一番、二二二番一、二二二番二、二二三番、二二四番三、二二五番の一部分(標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分)、二二七番三、二二八番一、二二九番一、二二九番二、二二九番三、二二九番四、二二九番五、二二九番六、二二九番七、二二九番八、二二九番九、二二九番一〇、二二九番一一、二二九番一二、二二九番一三、二二九番一四、二二九番一五、二二九番一六、二二九番一七、二二九番一八、二二九番一九、二二九番二〇、二二九番二一、二二九番二二、二二九番二三、二二九番二四、二二九番二五、二二九番二六、二二九番二七、二二九番二八、二二九番二九、二二九番三〇、二二九番三一、二二九番三二、二二九番三三、二二九番三四、二二九番三五、二二九番三六、二二九番三七、二二九番三八、二二九番三九、二二九番四〇、二二九番四一、二二九番四二、二二九番四三、二二九番四四、二二九番四五、二二九番四六、二二九番四七、二二九番四八、二二九番四九、二二九番五〇、二二九番五一、二二九番五二、二二九番五三、二二九番五四、二二九番五五、二二九番五六、二二九番五七、二二九番五八、二二九番五九、二二九番六〇、二二九番六一、二二九番六二、二二九番六三、二二九番六四、二二九番六五、二二九番六六、二二九番六七、二二九番六八、二二九番六九、二二九番七〇、二二九番七一、二二九番七二、二二九番七三、二二九番七四、二二九番七五、二二九番七六、二二九番七七、二二九番七八、二二九番七九、二二九番八〇、二二九番八一、二二九番八二、二二九番八三、二二九番八四、二二九番八五、二二九番八六、二二九番八七、二二九番八八、二二九番八九、二二九番九〇、二二九番九一、二二九番九二、二二九番九三、二二九番九四、二二九番九五、二二九番九六、二二九番九七、二二九番九八、二二九番九九、二二九番一〇〇	

家野					
白杵市					
家野					
榎津留 竹畑 松ヶ鼻	平地	西ノ平	幸久保		
七三番二及び七三番一四から七三番一七まで 六三番一の一部(標柱一号から三号を順次結んだ線の北側の部分)、六三番三及び六三番五から六三番一五まで 一五一四番一の一部(標柱二号と三号を結んだ線の北側の部分)、一五一四番二、一五一六番、一五四六番の一	六〇三番、六〇四番、六〇六番、六〇八番一から六〇八番三まで、六〇九番及び六一〇番	三五二番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、三五三番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、三六五番の一部(標柱四号と五号を結んだ線の東側の部分)、三六六番の一部(標柱四号と五号を結んだ線の東側の部分)、三六七番の一部(標柱四号と五号を結んだ線の東側の部分)、三六八番から三七一番まで、三七二番の一部(標柱四号と五号を結んだ線の東側の部分)及び三七三番一の一部(標柱四号と五号を結んだ線の東側の部分)	六一一番から六一四番まで、六一五番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の北側の部分)、六一六番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の北側の部分)、六一七番、六一八番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の北側の部分)、六一九番、六二〇番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の北側の部分)、六二一番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の北側の部分)、六二二番、六二三番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の北側の部分)、六二四番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の北側の部分)、六二五番、六二六番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の北側の部分)、六二七番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の北側の部分)、六二八番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の北側の部分)及び六三三番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の北側の部分)		
				これらに土地に伴う国有地等無番地の全部	部(標柱三号から六号を順次結んだ線の南側の部分)及び一五四六番二から一五四六番七まで 一四九六番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、一五四五番一の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)及び一五四七番の一部(標柱四号と五号を結んだ線の東側の部分)
				大分県告示第百八十九号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。 令和二年三月二十四日	大分県知事 広 瀬 勝 貞
				一 施行者の名称 中津市	
				二 都市計画事業の種類及び名称 中津都市計画下水道事業 中津公共下水道	
				三 事業施行期間 変更前 昭和五十四年三月二日から平成三十二年三月三十一日まで 変更後 昭和五十四年三月二日から令和七年三月三十一日まで	
				四 事業地 1 収用の部分 昭和五十四年三月二日大分県告示第二百二十号、昭和五十五年十月十一日大分県告示第千六百六十三号、昭和五十七年九月二十一日大分県告示第千五百五十六号、平成元年三月二十八日大分県告示第四百七十二号、平成二年八月十七日大分県告示第千五百号、平成七年九月二十九日大分県告示第九百二十七号、平成十三年六月二十六日大分県告示第千二百六十五号、平成二十年二月五日大分県告示第七十五号及び平成二十四年十一月二十日大分県告示第七百三十八号の事業地のうちアに掲げる区域を削り、当該事業地にイに掲げる区域を加えた区域とし、当該事業地のうちウに掲げる地内において事業地を変更する。 ア 中津市大字角木字鱗形、字砂町、字八反町、字一丁町及び字巴の各全部、大字下	

池永字八田島、字猪坪及び字錆矢堂の各一部、大字上池永字園田及び字尾園の各全部並びに字矢筈及び字久上の各一部、大字永添字中原の全部並びに字長迫上、字北原、字城屋敷、字久上、字鍛冶屋ノ下及び字東浦の各一部、大字大悟法字小野間、字今井野、字幣畑及び字氏安の各全部並びに字五郎ヶ迫の一部、大字大真字枇杷迫、字今井野及び字舞台の各全部並びに字辛無及び字ムラの各一部、大字下宮永字上河原の一部、大字高瀬字恩代能、字堂ノ本及び字貴船の各一部の区域

イ 中津市大字東浜字瀬繩、字前新田、字徳廣、字地留、字旨畦及び字狭間の各一部、大字下池永字下古附の全部並びに字自見、字ホラ及び字龍ノ坪の各一部、大字上池永字礎土の一部、大字相原字榎木、字香田、字五号、字石原、字糸永及び字芝原の各一部、大字湯屋字菰田及び字道目の各全部並びに字見田、字柿ノ木、字芝原及び字居酒屋の各一部の区域

ウ 中津市小祝新町、字小祝字屋敷及び字寺山、大字角木字取渡、字沖土手ノ下、字ダブ、字二丁町、字三百間、字七島田、字三角ダブ及び字蠣原、大字蛸瀬字浜田、大字東浜字前田、字畑ヶ田、字鮎丸、字土手、字今新地二番通及び字今新地三番通、大字宮夫字沼口、中殿町二丁目、沖代町二丁目、大字下池永字鮎、字横園、字深町、字佐矢ノ下及び字京塚、大字金手字深町、大字湯屋字嶋尻、字東高目、字元取無、字角田及び字佐屋、大字下宮永字築ノ上、字三枚河原、字神手、字屋敷、字下川原、字前田、字向掛、字流及び字中河原、大字高瀬字田能、字下古川、字下川原、字森ノ下、字箱田、字八幡、字八綿、字畑成、字古川、字根迫、字宮瀬、字溝登、字前田及び字林田並びに大字上池永字向ヒ地内

2 使用の部分

昭和五十四年三月二日大分県告示第二百二十号、昭和五十五年十月十一日大分県告示第千六百十三号、昭和五十七年九月二十一日大分県告示第千五百十六号、平成元年三月二十八日大分県告示第四百七十二号、平成二年八月十七日大分県告示第千五百号、平成七年九月二十九日大分県告示第九百二十七号、平成十三年六月二十六日大分県告示第千二百六十五号、平成二十年二月五日大分県告示第七十五号及び平成二十四年十一月二十日大分県告示第七百三十八号の事業地のうち中津市字古金谷、大字角木字宮ノ下並びに大字蛸瀬字下瀬、字西新地及び字中島地内

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第31号

警察において身体を拘束されている者の食料に関する告示 (昭和49年大分県公安委員会告示第1号) の一部を次のように改正する。

令和2年3月24日

大分県公安委員長 岩 本 光 生  
本訓令「381円」を「386円」に、「410円」を「415円」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の警察において身体を拘束されている者の食料に関する告示の規定は、令和2年4月1日から適用する。

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第8号

警察本部 警察学校 警察署

警察官の昇任試験等に関する規程 (平成4年大分県警察本部訓令第14号) の一部を次のように改正する。

令和2年3月24日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

別表中

「 巡査在級 2年以上 」	を	「 巡査在級 3年以上 」	に改め
「 巡査在級 3年以上 」		「 巡査在級 4年以上 」	
「 巡査在級 4年以上 」		「 巡査在級 5年以上 」	

第3号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の警察官の昇任試験等に関する規程第10条第2項の規定による巡査部長昇任試験の一般試験の受験資格を満たしていた者は、この訓令による改正後の警察官の昇任試験等に関する規程第10条第2項の規定による巡査部長昇

任試験の一般試験の受験資格を満たしている者とみなす。

## ○公 告

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次のとおり九州地方整備局佐伯河川国道事務所長から公共測量を終了した旨の通知があった。

令和二年三月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 二 作業の地域  
竹田市、豊後大野市
- 三 作業の終了日  
令和二年二月二十八日

## ○雑 報

大分県住宅供給公社理事長諏訪義治から、臼杵市営住宅及び共同施設の管理の代行について、次のとおり登載依頼があった。

令和二年三月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定により、次のとおり市営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行うので、同条第二項の規定により公告する。

令和二年三月二十四日

大分県住宅供給公社理事長 諏 訪 義 治

- 一 臼杵市に代わって公営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称  
大分県住宅供給公社
- 二 臼杵市に代わって管理を行う公営住宅等の名称  
臼杵市市営住宅条例（平成十七年臼杵市条例第百七十七号）別表第一に規定する公営住宅等

- 三 臼杵市に代わって行う公営住宅等の管理の内容
  - 1 法第三章の規定に基づく公営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）
  - 2 公営住宅等の維持修繕に関する業務その他1に付随する業務
- 四 臼杵市に代わって公営住宅等の管理を行う期間  
令和二年四月一日から令和五年三月三十一日まで

令和二年三月二十四日

大分県報（警察本部訓令・公告・雑報）